

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第245号	
事故等種類	ウィンドサーファー負傷	
発生日時	平成21年8月30日（日） 16時40分ごろ	
発生場所	神奈川県鎌倉市材木座海岸沖 葉山港A防波堤灯台から真方位143° 2,500m付近（概位 北緯35° 18.1′ 東経139° 32.9′）	
事故等調査の経過	平成21年10月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 水上オートバイ ^{フォーティーイーシー エル} 4 T E C - L、0.2トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 231-19874東京、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	負傷 2人（ウィンドサーファーA、船長）	
損傷	船首部擦過傷	
事故等の経過	<p>本船は、材木座海岸沖において、約30km/hの速力で遊走中、ウィンドサーファーBの前方を通過したとき、ウィンドサーファーBの陰から進出してきたウィンドサーファーAの接近に気付かず、平成21年8月30日16時40分ごろ、ウィンドサーファーAに接触した。</p> <p>船長は頭部打撲を負い、ウィンドサーファーAは全身打撲を負った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約60cm</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、材木座海岸沖において遊走中、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、材木座海岸沖において遊走中、適切な見張りを行わなかったため、ウィンドサーファーAと接触したことにより発生した可能性があると考えられる。	